

# 一関地区広域行政組合監査基準

令和2年3月25日

一関地区広域行政組合監査委員告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（監査等並びにその他の行為の実施及び報告等に関し必要な事項）

第2条 監査等並びにその他の行為の実施及び報告等に関し必要な事項については、一関市監査基準（令和2年一関市監査委員告示第6号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の一関地区広域行政組合監査基準（平成18年一関地区広域行政組合監査委員訓令第1号）の規定により実施した監査等については、なお従前の例による。